

令和7年度第16回教育委員会会議日程

開催期日 令和8年2月25日（水）

開催時間 9時30分

開催場所 芽室町役場2階応接・会議室

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 前会議録の承認

日程第3 教育長の報告

日程第4 報告第29号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

日程第5 報告第30号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）

日程第6 報告第31号 就学指定校変更認定の件（非公開）

日程第7 報告第32号 令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の広報誌掲載の件

日程第8 議案第37号 令和7年度芽室町文化賞等受賞者決定の件（非公開）

日程第9 議案第38号 令和7年度芽室町スポーツ賞等受賞者決定の件（非公開）

日程第10 議案第39号 令和8年度芽室町教育行政執行方針の件（非公開）

日程第11 議案第40号 令和8年度芽室町一般会計教育費予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）

日程第12 議案第41号 条例改正（芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例中一部改正）の議案に対する意見申し出の件（非公開）

日程第13 議案第42号 条例改正（芽室町地域体育館設置及び管理条例中一部改正）の議案に対する意見申し出の件（非公開）

日程第14 議案第43号 令和7年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）

閉 会

日程第 4

報告第 29 号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第 19 条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和 8 年 2 月 25 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和7年度就学援助認定総括表(2月1日)

申請世帯	3	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	3	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	3	世帯
経済的困窮世帯	2	世帯
児童扶養手当受給世帯	1	世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯		世帯
認定廃止世帯		世帯

◎準要保護認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	1		1				2
上美生小学校							0
芽室西小学校		1					1
芽室南小学校							0
帯広栄小学校							0
合計	1	1	1	0	0	0	3 a

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校		2		2
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	2	0	2 b

◎要保護認定者数一覧

学校名\学年	小5	小6	中3	計
上美生小学校				0
芽室西小学校				0
芽室中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0 c
a + b + c 合計				5

●準要保護不認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	0	0	0	0 d

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0 e
d + e 合計				0

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
1						1
						0
						0
						0
						0
1	0	0	0	0	0	1 f

(中学校)

1年	2年	3年	計
	1		1
			0
			0
0	1	0	1 g
f + g 合計			2

令和7年度就学援助認定総括表

(令和8年2月1日現在)

申請世帯	113	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	97	世帯
要保護世帯	1	世帯
準要保護世帯	96	世帯
経済的困窮世帯	39	世帯
児童扶養手当受給世帯	54	世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯	1	世帯
国民年金保険料免除世帯	2	世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯	15	世帯
認定廃止世帯	1	世帯

◎10年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	189	165	23	0	14.3
3	159	142	17	1	12.4
4	157	138	19	4	12.0
5	138	120	16	2	10.8
6	119	111	6	0	10.5
7	113	97	15	1	9.2

(内数)

◎準要保護認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	6	14	6	11	8	8	53
上美生小学校							0
芽室西小学校	4	4	3	6	5	3	25
芽室南小学校							0
帯広栄小学校		1					1
合計	10	19	9	17	13	11	79

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	16	16	12	44
上美生中学校	1	2		3
芽室西中学校	4	3	2	9
合計	21	21	14	56

合計

135

●準要保護不認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	1	1	1	1	1	3	8
上美生小学校							0
芽室西小学校	1		2			1	4
芽室南小学校			1				1
合計	2	1	4	1	1	4	13

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	2	2	2	6
上美生中学校				0
芽室西中学校	2		2	4
合計	4	2	4	10

合計

23

○児童扶養手当受給認定者数

(小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
2	9	4	6	5	1	27
						0
2	2	3	3	3	3	16
						0
						0
4	11	7	9	8	4	43

(中学校)

1年	2年	3年	計
8	6	8	22
	2		2
1	3	1	5
9	11	9	29

合計

72

○要保護世帯

芽室西中学校 3年 1人

○町民税非課税・減免世帯

上美生中学校 1年 1人

○国民年金保険料免除世帯

芽室小学校 4年 1人

6年 2人

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齡児童又は学齡生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第3 認定基準

1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 町民税の非課税又は減免を受けた者

ウ 個人事業税の減免を受けた者

エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）

オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者

カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者

キ 児童扶養手当の支給を受けている者

ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1) に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合

イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者

ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合

エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合

オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2) に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2) ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第4 認定の取扱

1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

- (1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。
- (2) (1) に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。
ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。
- (3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。
- (4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 町外へ転出したとき
- (2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき
- (3) 申請者から辞退の申出がされたとき

3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)

日程第5

報告第30号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第5条第2項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和8年2月25日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜粋）

令和7年3月26日条例第17号

（貸付対象者）

第2条 奨学金は、次に掲げる条件を備えた学生に対して貸し付ける。

- （1） 経済的理由により奨学金を必要としていること。
- （2） 学生の保護者（学生が未成年の場合はその親権を行う者、成年の場合は父母又はこれに代わる者をいう。）が芽室町内に住所を有していること。
- （3） 学生及び学生の保護者が、町税及び国民健康保険税を完納していること。

（貸付決定及び通知）

第6条 町長は、第4条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

日程第 6

報告第 3 1 号

就学指定校変更認定の件（非公開）

学校教育法施行令第 8 条の規定に基づき就学指定校の変更について、報告します。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○学校教育法施行令（関係条文抜すい）

（昭和二十八年十月三十一日）

（政令第三百四十号）

第八条 市町村の教育委員会は、第五条第二項（第六条において準用する場合を含む。）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者及び前条の通知をした小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

就学指定校変更許可基準

芽室町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校教育法施行令第8条に規定する指定校変更について、保護者の申し出により、次の条件と基準表に該当する場合はこれを許可する。

<条件>

1. 申請時において芽室町民であること。
2. 保護者が指定校変更後の通学経路・通学方法を明確にした上で、通学途中の安全について責任を持つことを承諾すること。
3. 学校施設の運営上問題がないと判断されること。
4. 教育委員会が必要と認めた書類等が添付されていること。

事 由		許可基準	許可期間	必要書類等	
1	途中転居	小学校6年以上の学年	在学中に通学区域外に転居した場合で、引き続き在籍校に通学することを希望する場合	卒業まで※	印鑑
		小学校5年以下の学年		学期末まで	
2	転居予定	転居予定地の通学区域指定校にあらかじめ通学を希望する場合	転居するまでの期間	建築確認書・売買契約書・工事契約書・譲渡決定通知書等事実を証することができる書類	
3	兄弟が指定校とは別の学校に在籍している場合	兄弟が在籍する学校に弟妹も兄弟と同じ学校に通学を希望する場合	兄または姉が卒業するまで	印鑑	
4	身体的理由	病気治療または心身上の理由があり指定校への通学が困難な場合	教育委員会が必要と認めた期間	印鑑 医師の診断書	
5	いじめ・不登校	在籍校でいじめ・不登校の解消ができず指定校以外の学校への通学を必要とする場合	学校長と協議して定める	印鑑 学校長の意見書	
6	その他 ・ 家庭の事情 ・ 天災等	教育委員会が認める場合	その都度定める	教育委員会が指示するもの	

※小学校6年時に途中転居し、保護者が引き続き従前の住所地を通学区域とする中学校への入学を希望する場合についても同様とする。

適用年月日 平成25年3月1日

日程第7

報告第32号

令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の広報誌掲載の件

令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について、広報誌に掲載することとしたので、報告します。

令和8年2月25日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和7年度

全国体力・運動能力、 運動習慣等調査結果について



～芽室の子どもたちは、男女ともに体力は全国並み、特に「ボール投げ」が得意という傾向に～

●全国体力・運動能力、運動習慣等調査とは？

全国的な子どもの体力や運動能力、運動習慣等の状況を把握・分析するために国が実施する調査のことです。この調査により、子どもの体力・運動能力等の向上にかかわる施策の成果と課題を検証し、学校における体力や運動能力、健康に関する指導の改善に役立てることを目的としています。

芽室町教育委員会では、本調査結果に基づき、芽室町の子どもたちの体力の傾向や運動習慣、生活習慣、食習慣等の状況を把握・分析し、各学校における指導の工夫・改善の支援に努めていきます。

なお、本調査により測定できるのは、体力や運動能力の一部であり、学校における教育活動の一側面であることをご理解願います。

●令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の概要

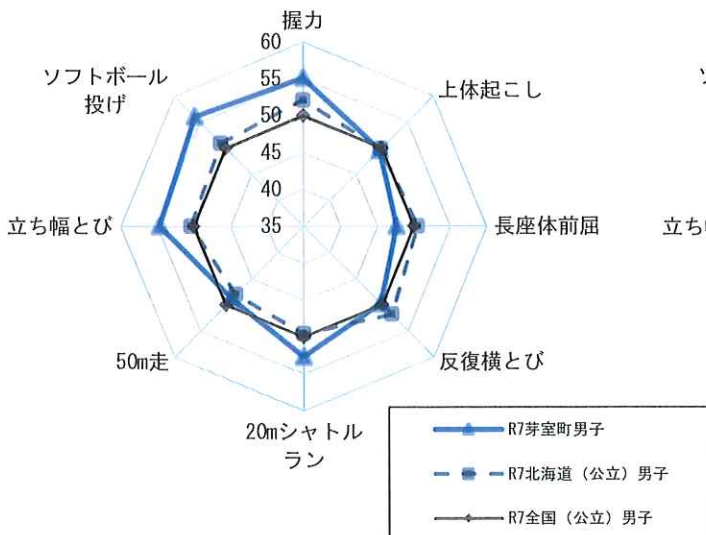
調査実施期間	令和7年4月～7月
対象学年	小学校5年生、中学校2年生
実技に関する調査	小学校: 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ 中学校: 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルランか持久走(男子は1500m、女子は1000m)の選択、50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げ
質問紙調査	運動習慣、生活習慣病等に関する調査

●実技に関する調査結果

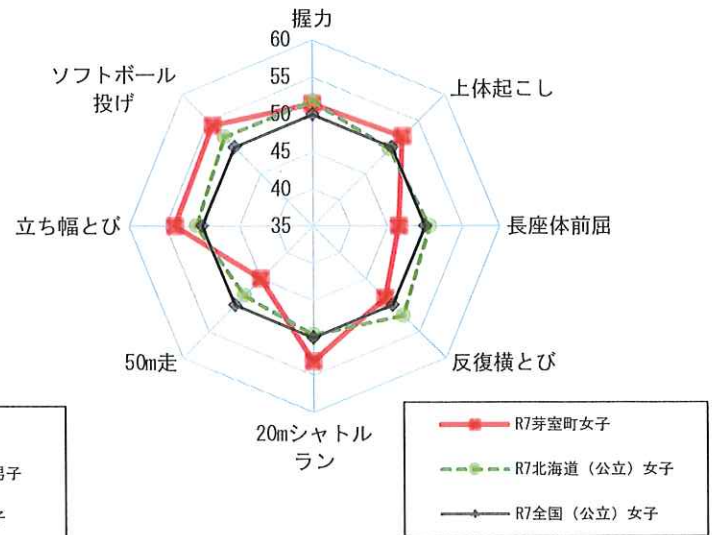
全国平均値を50点としたときの北海道及び芽室町の相対的な値(T得点)をレーダーチャートで表示。

小学校

【男子】

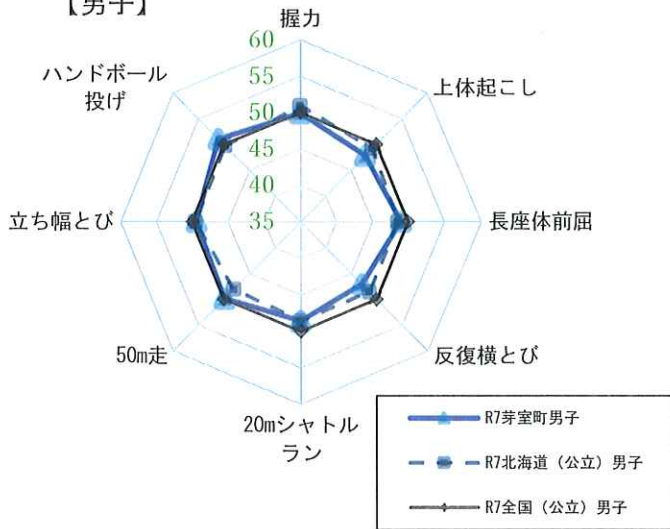


【女子】

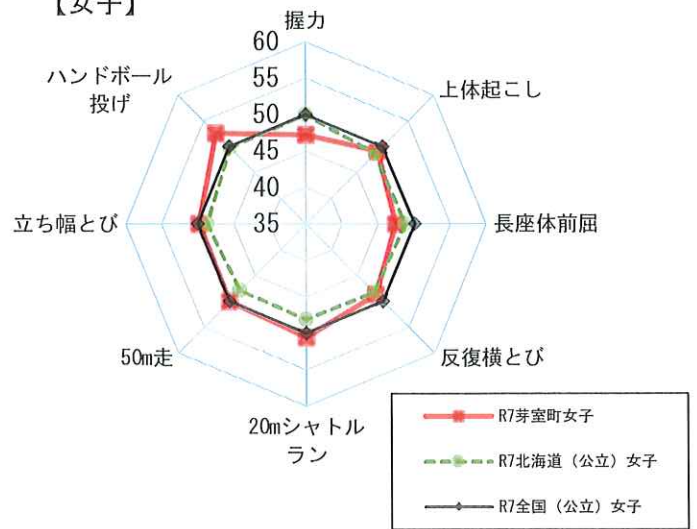


中学校

【男子】

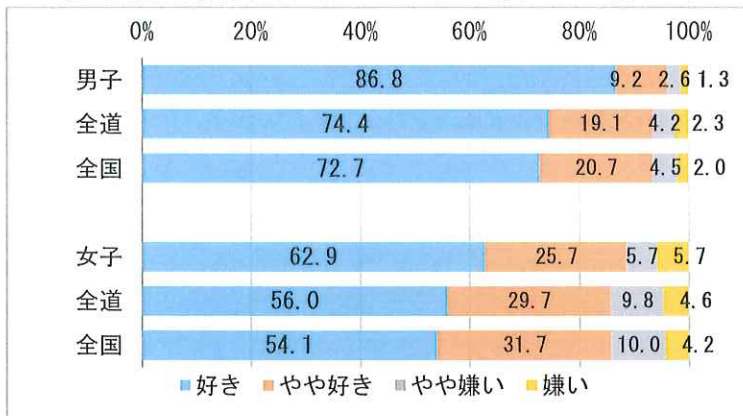


【女子】

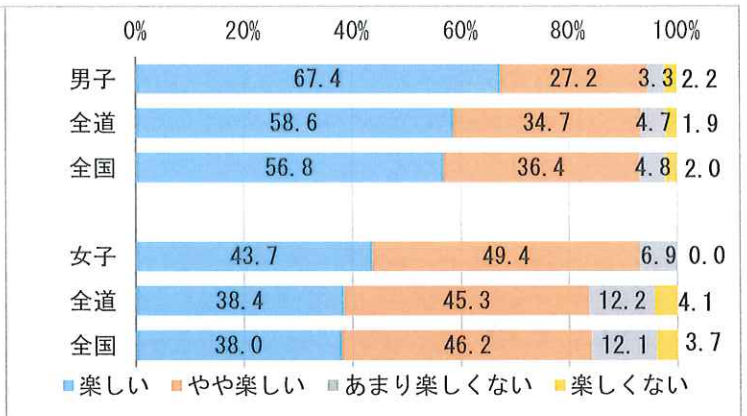


●児童生徒に対する質問紙の調査結果

【小学校】運動(体を動かす遊びをふくむ)やスポーツをすることは好きですか



【中学校】保健体育の授業は楽しいですか



●調査結果のまとめ

小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○男子は、「握力」「20mシャトルラン」「立ち幅とび」「ソフトボール投げ」の4種目において、全国平均を上回った。 ○女子は、「握力」「上体起こし」「20mシャトルラン」「立ち幅とび」「ソフトボール投げ」の5種目において、全国平均を上回った。 ○運動やスポーツをすることが「好き」「やや好き」と回答した児童の割合では、男女ともにやや全国平均を上回った。
中学校	<ul style="list-style-type: none"> ○男子は、「ハンドボール投げ」の1種目において、全国平均を上回った。 ○女子は、「20mシャトルラン」「ハンドボール投げ」の2種目において、全国平均を上回った。 ○保健体育の授業は「楽しい」「やや楽しい」と回答した生徒の割合について男子は全国平均と同程度、女子は8.9ポイント全国平均を上回った。

●芽室町における今後の体力向上策

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえた、児童生徒一人一人が課題意識をもって取り組む授業改善を計画的・継続的に推進します。
- 各種大会出場の助成や公共施設の活用など、運動を行う環境を整備します。
- 家庭と連携し、「早寝・早起き・朝ごはん」など、基本的な生活習慣や運動習慣等の定着に努めます。

日程第 8

議案第 37 号

令和 7 年度芽室町文化賞等受賞者決定の件（非公開）

芽室町文化賞等規則第 9 条の規定に基づき、文化賞等の受賞者を決定しようとする
ものであります。

令和 8 年 2 月 25 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和8年2月20日

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁 様

芽室町社会教育委員
委員長 岩 野 真 志

令和7年度芽室町文化賞等受賞候補者について

令和8年2月20日付け生涯第221-2号で諮問のありました令和7年度芽室町文化賞等受賞候補者(追加分)について、次のとおり答申します。

記

- 1 諮問のありました文化賞等の候補者については、全て受賞者として適当であると認めます

(生涯学習課社会教育係)

○芽室町文化賞等規則

平成28年10月7日教委規則第3号

改正

令和3年10月27日教育委員会規則第5号

令和6年11月28日教育委員会規則第10号

芽室町文化賞等規則

芽室町文化賞等規則（昭和46年教育委員会規則第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、芽室町の文化の振興を図るため、各種文化事業において優秀な成績を収めた者及び文化の発展に寄与した者に対し、文化賞、文化奨励賞（以下「文化賞等」という。）を贈り、これを顕彰及び奨励するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（表彰対象）

第2条 文化賞等は、芽室町在住の個人及び芽室町内を活動拠点とする団体を対象とする。なお、団体にあつては、構成員に芽室町在住者を含むものとする。

2 文化賞等は、一般の部において高校生以上、小学生の部で小学生、中学生の部で中学生をそれぞれ対象とする。

3 文化賞等の表彰対象となった団体に関しては、当該文化事業に出場又は参加した者全員を表彰対象者とする。

（文化賞・一般の部）

第3条 文化賞・一般の部は次の2部門とする。

（1） 功労の部 芽室町において文化活動の普及と発展のための指導等を20年以上続けている個人又は団体のうち、本町文化振興に著しく貢献した個人又は団体に対して芽室町文化賞（以下「文化賞」という。）を贈り、これを表彰する。

（2） 成績優秀の部 全国又は全道規模の各種団体が行う文化事業において、次のいずれかに該当する成績を収めた個人又は団体に対して文化賞を贈り、これを表彰する。

ア 全国規模の文化的大会において入賞（おおむね上位6位以内）した個人又は団体

イ 全道規模の文化的大会において優勝又は最優秀賞若しくは金賞等の最高賞を受賞した個人又は団体

（3） 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの

(文化奨励賞・一般の部)

第4条 文化奨励賞・一般の部は次の2部門とする。

- (1) 功勞の部 芽室町において文化活動の普及と発展のための指導等を10年以上続けている個人又は団体のうち、本町文化振興に貢献し、今後の活動が期待される個人又は団体に対して芽室町文化奨励賞（以下「文化奨励賞」という。）を贈り、これを表彰する。
- (2) 成績優秀の部 全国又は全道規模の各種団体が行う文化事業において、次のいずれかに該当する優秀な成績を収めた個人又は団体に対して文化奨励賞を贈り、これを表彰する。
 - ア 全道規模の文化的大会において入賞（おおむね上位6位以内）した個人又は団体
 - イ 全十勝規模の文化的大会において優勝又は最優秀賞若しくは金賞等の最高賞を受賞した個人
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの
(文化賞・小学生の部、文化賞・中学生の部)

第5条 小学生又は中学生の区分における個人又は団体が、全国又は全道規模の各種団体が行う文化事業において、次の各号のいずれかに該当する特に優秀な成績を収めたときは、芽室町文化賞・小学生の部又は芽室町文化賞・中学生の部を贈り、これを表彰する。

- (1) 全国規模の文化的大会において入賞（おおむね上位6位以内）した個人又は団体
- (2) 全道規模の文化的大会において優勝又は最優秀賞若しくは金賞等の最高賞を受賞した個人
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの
(文化奨励賞・小学生の部、文化奨励賞・中学生の部)

第6条 小学生又は中学生の区分における個人又は団体が、全国又は全道規模の各種団体が行う文化事業において、次のいずれかに該当する優秀な成績を収めたときは、芽室町文化奨励賞・小学生の部又は芽室町文化奨励賞・中学生の部を贈り、これを表彰する。

- (1) 全道規模の文化的大会において入賞（おおむね上位6位以内）した個人又は団体
- (2) 全十勝規模の文化的大会において優勝又は最優秀賞若しくは金賞等の最高

賞を受賞した個人

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの

(表彰の制限)

第7条 過去に文化賞の表彰を受けた者は、同一部門及び同一分野で文化奨励賞を受賞することはできない。ただし、部門が変更となった場合は、同一分野において文化奨励賞を受賞することができる。

(表彰候補者の推薦)

第8条 受賞候補者を推薦しようとするものは、表彰する当該年度の1月31日までに文化賞等受賞候補者推薦書(別記様式)を芽室町教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

(受賞者の決定)

第9条 文化賞等の受賞者の適正を期するため、委員会は社会教育委員に諮問し、その答申に基づき受賞者を決定する。

(表彰)

第10条 文化賞等には、賞状及び記念品を贈る。

(表彰期日)

第11条 文化賞等は、毎年3月に贈る。ただし、特別の事情があるときは変更することができる。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の芽室町文化賞等規則第3条の規定による文化賞等の表彰を受けたものは、この規則第3条から第8条までの規定により文化賞等の表彰を受けたものとみなす。

附 則(令和3年10月27日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則(令和6年11月28日教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式(省略)

日程第9

議案第38号

令和7年度芽室町スポーツ賞等受賞者決定の件（非公開）

芽室町スポーツ賞等規則第9条の規定に基づき、スポーツ賞等の受賞者を決定しようとするものであります。

令和8年2月25日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和8年2月20日

芽室町教育委員会教育長 程野 仁 様

芽室町社会教育委員
委員長 岩野 真志

令和7年度芽室町スポーツ賞等受賞候補者について

令和8年2月20日付け生涯第221-2号で諮問のありました令和7年度芽室町スポーツ賞等受賞候補者(追加分)について、次のとおり答申します。

記

- 1 諮問のありましたスポーツ賞等の候補者については、全て受賞者として適当であると認めます

(生涯学習課スポーツ振興係)

○芽室町スポーツ賞等規則

平成28年10月7日教委規則第4号

改正

令和3年10月27日教育委員会規則第6号

令和6年11月28日教育委員会規則第11号

芽室町スポーツ賞等規則

芽室町スポーツ賞等規則（昭和47年教育委員会規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、芽室町のスポーツの振興を図るため、各種スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者に対し、スポーツ賞、スポーツ奨励賞（以下「スポーツ賞等」という。）を贈り、これを顕彰及び奨励するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（表彰対象）

第2条 スポーツ賞等は、芽室町在住の個人及び芽室町内を活動拠点とする団体を対象とする。なお、団体にあつては、構成員に芽室町在住者を含むものとする。

2 スポーツ賞等は、一般の部において高校生以上、小学生の部で小学生、中学生の部で中学生をそれぞれ対象とする。

3 スポーツ賞等の表彰対象となった団体に関しては、当該スポーツ大会において選手登録をした者全員を表彰対象者とする。

（スポーツ賞・一般の部）

第3条 スポーツ賞・一般の部は次の2部門とする。

（1） 功勞の部 芽室町において体育レクリエーションの健全な普及と発展のための指導等を20年以上続けている個人又は団体のうち、本町スポーツ振興に著しく貢献した個人又は団体に対して芽室町スポーツ賞（以下「スポーツ賞」という。）を贈り、これを表彰する。

（2） 優秀選手の部 国、地方公共団体又は公益財団法人日本体育協会に加盟する競技団体若しくはこれに準じる団体が主催、共催又は後援するスポーツ大会において、次のいずれかに該当する成績を収めた個人又は団体に対してスポーツ賞を贈り、これを表彰する。

ア 全国規模のスポーツ大会において入賞した個人又は団体

イ 全道規模のスポーツ大会において優勝した個人又は団体

（3） 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの

(スポーツ奨励賞・一般の部)

第4条 スポーツ奨励賞・一般の部は次の2部門とする。

(1) 功労の部 芽室町において体育レクリエーションの健全な普及と発展のための指導等を10年以上続けている個人又は団体のうち、本町スポーツ振興に貢献し、今後の活動が期待される個人又は団体に対して芽室町スポーツ奨励賞(以下「スポーツ奨励賞」という。)を贈り、これを表彰する。

(2) 優秀選手の部 国、地方公共団体又は公益財団法人日本体育協会に加盟する競技団体若しくはこれに準じる団体が主催、共催又は後援するスポーツ大会において、次のいずれかに該当する成績を収めた個人又は団体に対してスポーツ奨励賞を贈り、これを表彰する。

ア 全道規模のスポーツ大会において入賞した個人又は団体

イ 全十勝規模のスポーツ大会において優勝した個人又は団体

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの

(スポーツ賞・小学生の部、スポーツ賞・中学生の部)

第5条 小学生又は中学生の区分における個人又は団体が、国、地方公共団体又は公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する競技団体若しくはこれに準じる団体が主催、共催又は後援するスポーツ大会において、次の各号のいずれかに該当する成績を収めたときは、芽室町スポーツ賞・小学生の部又は芽室町スポーツ賞・中学生の部を贈り、これを表彰する。

(1) 全国規模のスポーツ大会において入賞した個人又は団体

(2) 全道規模のスポーツ大会において優勝した個人又は団体

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの

(スポーツ奨励賞・小学生の部、スポーツ奨励賞・中学生の部)

第6条 小学生又は中学生の区分における個人又は団体が、国、地方公共団体又は公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する競技団体若しくはこれに準じる団体が主催、共催又は後援するスポーツ大会において、次のいずれかに該当する成績を収めたときは、芽室町スポーツ奨励賞・小学生の部又は芽室町スポーツ奨励賞・中学生の部を贈り、これを表彰する。

(1) 全道規模のスポーツ大会において入賞した個人又は団体

(2) 全十勝規模のスポーツ大会において優勝した個人又は団体

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの

(表彰の制限)

第7条 過去にスポーツ賞の表彰を受けた者は、同一部門及び同一競技でスポーツ奨励賞を受賞することはできない。ただし、部門が変更となった場合は、同一競技においてスポーツ奨励賞を受賞することができる。

(表彰候補者の推薦)

第8条 受賞候補者を推薦しようとするものは、表彰する当該年度の1月31日までにスポーツ賞等受賞候補者推薦書を芽室町教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

(受賞者の決定)

第9条 スポーツ賞等の受賞者の適正を期するため、委員会は社会教育委員に諮問し、その答申に基づき受賞者を決定する。

(表彰)

第10条 受賞者には、賞状及び記念品を贈る。

(表彰期日)

第11条 スポーツ賞等は、毎年3月に贈る。ただし、特別の事情があるときは変更することができる。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の芽室町スポーツ賞等規則第3条の規定によるスポーツ賞等の表彰を受けたものは、この規則第3条から第8条までの規定によりスポーツ賞等の表彰を受けたものとみなす。

附 則 (令和3年10月27日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和6年11月28日教委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式 (省略)

日程第10

議案第39号

令和8年度芽室町教育行政執行方針の件（非公開）

令和8年度芽室町教育行政執行方針について、決定しようとするものであります。

令和8年2月25日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第 1 1

議案第 4 0 号

令和 8 年度芽室町一般会計教育費予算の議案に対する意見申し出の件
(非公開)

令和 8 年度芽室町一般会計教育費予算案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教推第231号

令和8年2月25日

芽室町長 手島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

令和8年度芽室町一般会計教育費予算の議案に対する意見について

(申出)

このことについて、別添のとおり措置いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

(教育推進課教育総務係)

日程第 1 2

議案第 4 1 号

条例改正（芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例中
一部改正）の議案に対する意見申し出の件（非公開）

芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例中の一部を改正する条例案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教推第231号
令和8年2月25日

芽室町長 手島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例中の一部を改正する条例案に対する意見について（申出）

このことについて、別添のとおり制定いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）

日程第 13

議案第 42 号

条例改正（芽室町地域体育館設置及び管理条例中一部改正）の議案に対する意見申し出の件（非公開）

芽室町地域体育館設置及び管理条例中の一部を改正する条例案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

令和 8 年 2 月 25 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教推第232号
令和8年2月25日

芽室町長 手島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

芽室町地域体育館設置及び管理条例中の一部を改正する条例案に対する
意見について（申出）

このことについて、別添のとおり制定いただきますよう、地方教育行政の組織及び
運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）

日程第 1 4

議案第 4 3 号

令和 7 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出
の件（非公開）

令和 7 年度芽室町一般会計教育費補正予算案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教推第105-4号

令和8年2月25日

芽室町長 手島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

令和7年度芽室町一般会計教育費補正予算案について（申出）

このことについて、別添のとおり措置いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）